



ミャンマー

ヤンゴン・バゴ

ゴールデンロックを訪ねる旅4日間

2019年 11/17, 12/22
2020年 1/19, 2/9, 3/15

成田空港発着

188,000円

仙台空港発着

198,000円

ゴールデンロック (イメージ)



ヤンゴンのチャウタッジーパゴダー (イメージ)



ミャンマーの少年僧さんたち(イメージ)



● 旅行企画・主催



観光庁長官登録旅行業第1546号 日本旅行業協会(JATA)正会員

株式会社 ワールドトラベル

〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1

総合旅行業務取扱管理者: 加藤 重雄

TEL: 022-232-8051 FAX: 022-232-8085

旅行条件

最少催行人数	2名様
食 事	朝2回・昼2回・夕3回
利用航空会社	全日空(エコノミークラス)
利用予定ホテル	[ヤンゴン]グランドユナイテッドホテル [チャイティーヨー]チャートホテル
添乗員	同行しませんが、現地係員がお世話いたします。

1人部屋追加代金: 22,000円

※別途 成田空港施設使用料、航空保険特別料金、現地空港税と燃油サーチャージ、及びミャンマー査証取得料が別途必要となります。

ヤンゴン・ゴールデンロック・バゴを訪ねる旅

日程	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食事		
					朝	昼	夕
1	仙台空港 成田空港 成田空港 ヤンゴン	07:45 08:40 11:45 17:15	NH3232 国内線 NH813 国際線	国内線にて、空路成田空港へ 着後、出国手続き 空路、全日空機にてヤンゴンへ 着後、係員が出迎えし、ホテルへご案内いたします。	---	機内	○
【ヤンゴン泊】							
2	バゴ チャイティヨー	朝 午前 午後 夕方	専用車	朝 ホテルにて朝食 古都バゴ観光 * ミャンマー第一の高さを誇るシュエモード・パゴダ * ビルマの竖琴の舞台で有名なシュエターリヤウン・パゴダ * 西面釈迦座像で有名なチャイプーン・パゴダ 観光後、チャイティヨーへ 着後、ホテルチェックイン	○	○	○
【チャイティヨー泊】							
3	チャイティヨー ヤンゴン	午前 午後 夕刻	専用車	奇跡の石・チャイティヨーパゴダを訪ねます。 観光後、ヤンゴンへ 文化・経済の中心地ヤンゴン市内観光 * 世界が誇る黄金のシュエダゴン、パゴダ * 巨大な寝釈迦像で名高いチャウタジー、パゴダ * 植民地の名残、ダウンタウン散策 夕食後、ヤンゴン空港へ、 出国の手続き後、空路にて成田空港へ	○	○	○
【機内泊】							
4	成田空港 成田空港 仙台空港	06:45 10:30 11:30	NH814 NH3231 国内線	着後、成田にて通関 その後、国内線にて空路、仙台へ 着後、解散となります ~お疲れ様でした~	機内	---	---

※上記スケジュールは現地交通事情などにより、一部変更が生じる場合があります。

このツアーのポイント！

- ① ミャンマーの見所と魅力を存分に感じていただけるコースとなっています。
- ② 黄金に輝く世界一のパゴダ『シュエタゴンパゴダ』を見学いたします。
- ③ 仙台空港発着となりますので、大変便利です。

ご旅行条件（抜粋） 詳しい旅行条件を説明した書類をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込み下さい。

<p>●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。</p> <p>■募集型企画旅行契約 この旅行は、株式会社ワールドトラベル（観光庁長官登録旅行業第1546号 以下「当社」といいます。）が企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）と締結することになります。</p> <p>■旅行の申し込みと旅行契約の成立 所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立します。申込金は旅行代金、取消金または送料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申込金（お1人様）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行代金が30万円以上</td> <td>50,000円以上旅行代金まで</td> </tr> <tr> <td>旅行代金が3万円以上30万円未満</td> <td>30,000円以上旅行代金まで</td> </tr> <tr> <td>旅行代金が3万円未満</td> <td>旅行代金まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>■旅行代金のお支払い方法 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定して表示した金額を言います。ただし各種追加・割引代金がある場合には、これらを加減した額をいいます。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。</p> <p>■旅行代金に含まれるもの (1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金（記載のない限り、エコノミークラス利用） (2) 旅行日程に記載した宿泊料、食費、観光料（ガイド料・入場料）およびこの旅行に関する税・サービス料（パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊と基準とします） (3) お1人様スーツケース1個の手荷物運賃（原則としてお1人様20kg以内）また一部の空港、駅、港、ホテルなどでボーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。 (4) 団体行動中のチップ (5) 添乗員付きコースの場合の同行に必要な諸費用</p>	区分	申込金（お1人様）	旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで	旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで	旅行代金が3万円未満	旅行代金まで	<p>■旅行代金に含まれないもの 前項に記載したものの以外に旅行代金に含まれません。その一部を例示します。 (1) 超過手荷物料金 (2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用、各国航空税等 (3) 渡航手続関係諸費用 (4) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）代金 (5) 日本国内の空港施設使用料 (6) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費 (7) 傷害・疾病に関する医療費等 (8) 海外旅行保険料（任意保険）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">渡航手続料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 出入国記録書類を当社で作成するとき・・・1人につき4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 旅券申請書類の作成代行をするとき・・・1人につき4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ、各当該料金に合算して申し受けます。 ロ、お客様に各自が各手続きを行われる時は、料金をいたしません。 各国査証代および予防接種料金・・・実費</p> <p>■旅行契約の解除 お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、解除期日は、お客様がお申し込み箇所の営業日・営業時間内に解除する旨を申し出いただいた日とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅行契約の解除期日</th> <th>取消料（お1人様）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 旅行開始日前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで（[2]~[4]に掲げる場合を除く）</td> <td>旅行代金の10%</td> </tr> <tr> <td>(2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日まで</td> <td>旅行代金の20%</td> </tr> <tr> <td>(3) 旅行開始日の前々日以降（[4]に掲げる場合を除く）</td> <td>旅行代金の50%</td> </tr> <tr> <td>(4) 旅行開始後の解除または無連絡不参加</td> <td>旅行代金の100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：「ピーク時」とは、旅行開始日が12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31とします。</p>	渡航手続料金		① 出入国記録書類を当社で作成するとき・・・1人につき4,000円		② 旅券申請書類の作成代行をするとき・・・1人につき4,000円		旅行契約の解除期日	取消料（お1人様）	(1) 旅行開始日前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで（[2]~[4]に掲げる場合を除く）	旅行代金の10%	(2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日まで	旅行代金の20%	(3) 旅行開始日の前々日以降（[4]に掲げる場合を除く）	旅行代金の50%	(4) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	<p>■旅行保証 (1) 当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、重要な変更が生じた場合、旅行代金の1%~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときは、および免責項目にあたる場合は支払いません。詳しくはお問い合わせください。 (2) 当社は特別補償規定に定めるところにより、一定の補償金・見舞金を支払います。詳しくはお問い合わせ下さい。</p> <p>■お客様の責任および免責事項 当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限りです。又、当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して二十一日以内に当社に対して通知があったときに限りお客様一名につき十五万円と限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災、地震、戦乱、暴動、運送宿泊期間の事故の変更もしくは中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。</p> <p>■お客様の交替 お客様の交替に関してはこれに要する手数料として10,000円を頂きます。但し、当社にてお名前の変更が受けできる場合に限ります。なお、ご出発日、コースの変更につきましては別途取消料と同額となります。</p> <p>■基準日 この旅行条件は2017年2月1日現在の通貨・料金を基準としております。なお、旅行代金の変更については定める当社約款第13条の規定の適用に関しては、幅運賃制であるIT（包括旅行）運賃の適用を受ける旅行代金は、認可された幅の範囲内での航空運賃の増額または減額による旅行代金の変更はありません。</p> <p>■その他 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。お申し込みの際とパスポート記載の名前が違えば、ご旅行に参加いただけないことがあります。正確なお名前をご契約していただきます。出発前日に名前の訂正等のお申し出があった場合は、手配内容の変更に係る諸費用を申し受けます。</p> <p>病気、けがをした場合には多額の医療費、移送費などがかることがあります。また、事故の場合は、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を賠償するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めいたします。海外旅行傷害保険については、当社或いは販売店の係員にお問い合わせください。</p>
区分	申込金（お1人様）																									
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで																									
旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで																									
旅行代金が3万円未満	旅行代金まで																									
渡航手続料金																										
① 出入国記録書類を当社で作成するとき・・・1人につき4,000円																										
② 旅券申請書類の作成代行をするとき・・・1人につき4,000円																										
旅行契約の解除期日	取消料（お1人様）																									
(1) 旅行開始日前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで（[2]~[4]に掲げる場合を除く）	旅行代金の10%																									
(2) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日まで	旅行代金の20%																									
(3) 旅行開始日の前々日以降（[4]に掲げる場合を除く）	旅行代金の50%																									
(4) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%																									